

育児休業取得状況等報告書

【企業担当者記載欄】

| | |
|---------------|---|
| 1 企業名 | 山口化成工業株式会社 |
| 2 貴社の取組状況について | <p>(1) 男性の育児休業促進に取り組むきっかけ・背景 子育てにおいて男性も参加する時代の中、若手社員からの要望があったため。</p> <p>(2) 男性の育児休業取得促進にかかるこれまでの取組 法律と制度を社内でアナウンスを行ってきた。</p> <p>(3) 取得促進にあたっての課題とその解決策、工夫した点 業務人数が限られる中、引継ぎに関して滞りなくできるかという課題について事前に複数の交代要員を確保し、早めの指示により解決した。</p> <p>(4) 取得者がいる職場の業務継続のために取り組んだこと 人員が減る中効率よく回すように、手順の伝達をマニュアル化した。</p> <p>(5) 定着に向けて、更に取り組んでいることがあれば教えてください 休業制度をより取得しやすくするため制度の定期的な社内アナウンスを実施。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 1 育休取得期間 | 通算 28 日間 |
| 2 育児休業の取得について | <p>(1) 育児休業を取得したきっかけ 若手社員からの要望があり、制度の見直しを行ったため</p> <p>(2) 育児休業を取得して良かったこと 社内において男性も育児休業を取得してもよいという、雰囲気が定着した。</p> <p>(3) 育児休業の取得にあたり、円滑に業務を引き継ぐ上で工夫した点 手順の効率を見直したことで、従前より作業効率が上がったこと。</p> <p>(4) 育児休業の取得経験を通して業務に生かしていること 作業の効率が上がったこと。</p> <p>(5) これから育児休業の取得を検討している方へのアドバイス 休業が短期、長期に限らず、属人化しない組織づくりをすれば育時休業も取得しやすくなると思う。</p> |

【対象従業員記載欄】

(注意事項)

支給要綱第3条第1項第12号に基づき、本書への記載事項を県のWebサイトに掲載します。
なお、掲載に当たっては、その内容を事前に確認します。